

## 電子サイン取扱加盟店特約

### 第1条（加盟店）

本特約を承認のうえ、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）に第2条で定める電子サインパッドを利用した信用販売の取扱い（以下「本取扱い」という）を希望する旨を届け出、当社が加盟店規約または加盟店契約（以下「原規約等」という）に定める信用販売の方法に追加して、本取扱いを認めた加盟店を電子サイン取扱加盟店（以下「加盟店」という）とします。

### 第2条（定義）

本特約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 電子サインパッド

署名を電子化する機能を有する機器のうち、加盟店が信用販売を行う際に、会員から取得する署名に使用することを当社が認めたものをいいます。

(2) 署名データ

電子サインパッドにより電子化された会員の署名にかかる電磁的データをいいます。

(3) 売上票控えデータ

売上票（加盟店控え）の内容が記録された電磁的データをいいます。

(4) 保管用データ

署名データおよび売上票控えデータを保管用の形式に加工したものをいいます。

### 第3条（信用販売の方法）

原規約等の定めにかかわらず、加盟店は、信用販売時に会員から取得する売上票への署名を、書面への記載に代えて、電子サインパッドへの入力の方法で取得することができるものとします。

### 第4条（保管用データの保管方法等）

1. 加盟店は、保管用データの保管業務を原規約等に基づき当社が事前に承諾した業務委託先（以下「委託先」という）に委託（以下「本委託」という）し、会員から署名データを取得した後速やかに、保管用データを委託先が運営するデータ保管のための施設（以下「電子伝票保管センター」という）に送信するものとします。
2. 加盟店は、信用販売ごとに保管用データを暗号化するなど、第5条に定める安全管理措置を講じたうえで、委託先をして保管用データを保管させるものとします。なお、保管期間は信用販売の日から7年間とします。なお、加盟店は、委託先または

委託先における保管方法等の仕様に変更が生じる場合には、事前に当社に申し出、当社の承諾を得るものとします。

#### 第5条（安全管理措置）

1. 加盟店は、本取扱いを導入するにあたり、会員番号、有効期限等のカードに関する情報、カードの利用に関する情報、署名データ、売上票控えデータ、および保管用データ（以下総称して「カード関連情報」という）、ならびに本取扱いに関連するシステムについて、第三者によって閲覧・改竄・破壊等がなされないよう、保管および送信するデータの暗号化、ウイルス対策等の安全管理措置を自ら講じるとともに、委託先をして講じさせるものとします。
2. 加盟店は、本取扱いの実施に先立ち、前項の安全管理措置の内容について、当社に報告し、その承認を得るものとします。但し、当社の承認は加盟店を免責するものではありません。
3. 第1項の安全管理措置を講じた場合であっても、暗号が解読されるなどの問題が発生し、カード関連情報の漏洩等または目的外利用により会員その他の第三者との間で紛議が生じた場合には、加盟店はその責任と負担において当該紛議を解決し、または委託先をして解決せしめ、当社に一切の負担を生じさせないものとします。

#### 第6条（損害賠償）

1. 加盟店は、本取扱いについて発生するすべての事象について、当社、会員、カード会社等またはその他の第三者に対して責任を負うものとし、本取扱いに起因または関連して当社、会員、カード会社等またはその他の第三者に損害が発生した場合、加盟店は当該損害を賠償するものとします。
2. 加盟店は、本委託を行った場合であっても、原規約等およびこれに付随する特約（本特約を含む）に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、委託先の責任の有無にかかわらず、本委託に起因または関連して当社、会員、カード会社等またはその他の第三者に損害が発生した場合、加盟店は当社、会員、カード会社等またはその他の第三者の損害を賠償しまたは支払うものとします。

#### 第7条（本取扱いの停止）

1. 当社が加盟店または委託先において、本取扱いにつき適切な安全管理措置を講じていないと判断し、加盟店に通知した場合、加盟店は、電子サインパッドの使用および保管用データの電子伝票保管センターへの送信を直ちに停止し、かつ委託先をして停止させるものとします。なお、かかる場合には、加盟店は、すべて原規約等の定める方法に従い信用販売を行うものとします。
2. 加盟店は、当社が前項に基づき通知した時点で、既に電子伝票保管センターで保管

されている保管用データの取扱いについては、当社の指示に従うものとします。

#### 第8条（本特約の終了）

1. 原規約等に基づく加盟店契約が終了したとき、または、加盟店において本取扱いの実施が終了したときは、本特約も終了するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、加盟店または当社は、本特約の契約期間中であっても、書面により3ヵ月前までに相手方に対し通知することにより、本特約を終了させることができるものとします。
3. 当社は、加盟店または電子伝票保管センターにおいて、漏洩等もしくは目的外利用または情報セキュリティ上の事故が発生した場合、何らの通知または催告をすることなく、原規約等に基づく加盟店契約の全部もしくは一部を解除し、または、本特約を終了させることができるものとします。

#### 第9条（本特約の終了時の措置）

1. 本特約が終了した場合、加盟店は信用販売に電子サインパッドを使用してはならないものとします。
2. 本特約が終了した場合、加盟店は、保管用データの電子伝票保管センターへの送信を中止するものとします。なお、加盟店は、本特約の終了時点で既に電子伝票保管センターで保管されている保管用データの取扱いについては、当社の指示に従うものとします。
3. 本特約が終了した場合であっても、委託先における保管用データの保管が継続する限りは、当該保管につき本特約の規定が適用されるものとします。

#### 第10条（本特約に定めのない事項）

本特約に定めのない事項については、原規約等の定めるところに準ずるものとします。

以上

(2022年12月改定)